

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年7月30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府門真市大字門真1006番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） パナソニック インダストリー株式会社 代表取締役 坂本 真治			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	667 台	16 台	51 台	673 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	671 台	0 台	17 台	697 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	118.1	キログラム	473.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	23.2	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	エアコンディショナーは施設部門が管理 冷蔵機器及び冷凍機器は各保有部門が管理			
	廃棄時	エアコンディショナーは施設部門から指定廃棄業者へ依頼して廃棄 冷蔵機器及び冷凍機器は原則各保有部門から指定廃棄業者へ依頼して廃棄			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	法律に基づいた頻度で、保有部門での簡易点検と、専門業者による定期点検を実施			
	廃棄時	法律に基づいた手順で廃棄（指定業者での廃棄）			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	更新時に環境配慮型の機器を導入				
特記事項	年度当初の保有台数に関する補足 エアコンディショナーの計上台数を室内機から室外機に変更 ※フロン点検の主対象が室外機単位であることから計上台数を室内機から室外機に変更				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。